

下郷町内会 人事規定（案）

2026年1月30日

1月30日の役員会で紹介する人事規定（案）を、下記の通り修正致しました。

下郷町内会 人事規定（案）	補足（案）
---------------	-------

前文

近年、社会環境の変化に伴い、会員の高齢化と男女とも就労年齢上昇、専業主婦の人数低下、により、町内会活動を担う役員の選出が困難になってきている。現在、規約第6条、第7条に役員の種別と選任条項があるが、推薦条項がない。令和7年現在の現状は下郷町内会においても、規約第6条に定める班長を除く役員人数（24～25名）を従来の他薦、自薦による役員選出では困難になっている。令和7年現在の状況は役員総数19名で不足分を兼任により運営している。複数役職を兼任することにより負担が増加し任務時間が増加している現状を鑑み、早急な対策を講じる必要がある。

第1章 総則

目的	第1条	この規定は下郷町内会（以下、町内会、と言う）の役員選出を円滑かつ永続して行うための役員、理事を推薦により選任することを目的とする	
運営	第2条	目的を実行するため班長を除く全役員から選出した人事委員会を置く	
対象役員	第3条	班長を除く、規約第6条の会長、副会長、監事、総務役員、会計役員、防災担当および地域担当常任理事（以下、組長と呼ぶ）を推奨の対象と定める	

第2章 人事委員会任務と責任

委員選定	第4条	人事委員会の委員には、会長・副会長・総務担当役員を含め5名を選定し、組織する	
人事委員会	第5条	委員会は、会長を委員長とし、書記を自薦、互選により選定する	

の構成			
委員長、書記、委員の任務	第 6 条	(1) 委員長は、第 3 条の対象役員に、移動、欠員が生じた場合、速やかに人事委員会を招集し、選定を行う。 (2) 委員長は、人選決定結果を、町内会役員会に報告する。 (3) 書記は、委員を兼務するとともに委員会活動、人事異動の記録を行い、保存する。役員名簿の作成、管理を行う。 (4) 委員は、人事に関する協議に参加し、選定を担う。	
選定、協議	第 7 条	選定、協議で複数候補に分かれ決定できない場合、多数決で決定する	

第3章 会長、副会長、監事の選出

	第 8 条	<p>人事委員会は規約第 10 条の通り、任期 2 年の半年前に、会長、副会長及び監事の業務の継続を確認し、これを継続しない場合は次年度の人選を、次の要領・順序で当該年 12 月までに行う：</p> <p>(1) 希望者を公募し選出する。公募は、公募後 1 ヶ月を目途とする。</p> <p>(2) 公募が成立しない場合、班長を除く現役員の中から、退任する会長、副会長、監事の所属する組の次の組から輪番制で選出する。この場合、兼務を避ける為に新役員を、欠員が予想される組から選出する。</p> <p>(3) (1)及び(2)が成立しない場合、退任する会長、副会長、監事の所属する組の次の組から選出する。この場合、兼務を避けるために新役員を、欠員が予想される組から選出する。</p> <p>(4) 会長、副会長、監事の当該業務の任期中に遂行が困難になり残任期間がある場合は、会長、副会長、監事の所属する組から選出し、残任期間を務める。</p> <p>(5) 選任された会長、副会長、監事は、役員会及び総会で承認を受けることとする。</p>	<p>「任期 2 年の半年前」の具体例： 通常は 4 月に開始し、翌々年の 3 月に任期切れとなりますので、翌年の 9 月末が、任期の半年前となります。</p> <p>従って、翌年 10 月から 12 月迄に人選することになります。</p> <p>(2) 輪番制を採用する根拠は、一般的に、最も高く支持されている解決法だから。</p> <p>(3) 会長・副会長・監事の相互の兼務の禁止、及び総務・会計・専任理事・組長の兼務の禁止</p> <p>選出の方法</p> <p>① 公募（公募期間は 1 ヶ月を目途）する、応募者なき場合は、</p> <p>② 現役員の中から輪番制を採る。</p> <p>現役員が 3 組なら、4 組から選出（但し、第一回目はバランスを見て、人事委員会</p>
--	-------	--	---

		<p>が、どの組から選出するかを決める)。</p> <p>現役員で該当者がない場合は、</p> <p>③ 現役員の所属する組の、次の組から輪番制で選出する。</p>
--	--	--

第4章 総務、会計、専任理事の選出

	<p>第9条</p> <p>人事委員会は規約第10条の通り、総務役員、会計役員、及び専任理事の任期2年終了に伴う辞任申し出があるとき、又は、総務、会計、専任理事の業務遂行が困難になった時は、次の順序により、当該年の12月までに選出を行う：</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 希望者を公募し選出する。公募は、公募後1ヶ月を目途とする。 (2) (1)が成立しない場合、班長を除く現役員の中から、退任する総務、会計、専任理事の所属する組の次の組から輪番制で選出する。この場合、兼務を避ける為に新役員を、欠員が予想される組から選出する。 (3) (1)及び(2)が成立しない場合、退任する総務、会計、専任理事の所属する組の次の組から選出する。この場合、兼務を避けるために新役員を、欠員が予想される組から選出する。 (4) 総務、会計、専任理事の任期中に遂行が困難になり残任期間がある場合、総務役員、会計役員、及び専任理事の所属する組から選出し、残任期間を務める。 (5) 選任された総務、会計、専任理事は、町内会役員会で承認決定をうける。 	<p>選出の方法</p> <p>① 会長、副会長、監事選出の方法に同じ</p>
--	--	--

第5章 地域担当常任理事（組長）の選出

	第 10 条	人事委員会は規約第 10 条の通り 2 年毎に組長は、任期 2 年終了に伴う辞任申し出があるとき、又は組長の業務遂行が困難になった時は、残任期間を含めて次年度の候補人選を、次の要領で当該年の 12 月までに行う： (1) 希望者を組の中から公募し、選出する。 (2) 公募が成立しない場合は、組の中から班を輪番制とする順番により選出する。	選出の方法 ① 組の中から公募する。 ② 応募者がいる場合は、組の中で、輪番制で選出する。 組の中での選出が成立しない特殊事情がある場合は、人事委員会が裁定する。
	付則	この規定は令和 8 年（2026 年）4 月 1 日より施行する	